

# 福利厚生制度のご案内

傷害保険

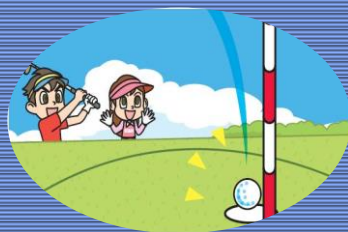
## お給料補償保険（団体長期障害所得補償保険（GLTD））

団体割引5%



## 団体ゴルファー保険

団体割引5%



保険期間 (ご契約期間)	2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで1年間
申込締切日	2024年3月15日（金） 募集期間後に中途加入することも可能です
保険料 払込方法	2024年6月27日にご登録の口座からお振替（一時払）
加入方法	加入申込票で、ご加入・変更手続きが行えます。必要事項を記入してご署名のうえ、長野県庁生活協同組合 事務局までご提出ください。

<ご相談・お問合わせ先>

取扱代理店

**長野県庁生活協同組合**

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
電話：026-233-4071・FAX：026-234-1028

共同募集代理店

**昭和商事株式会社**

〒380-8568 長野市岡田178-2  
電話：026-227-1196・FAX：026-227-8708

お給料補償保険

団体ゴルファー保険

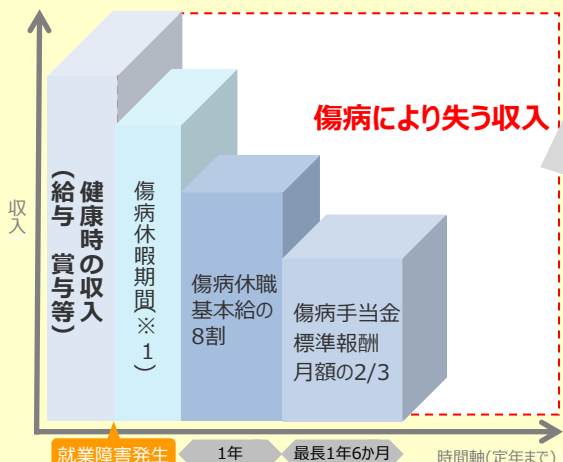
# お給料補償保険

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で60才まで所得を補償します。

## もし、長期間働けなくなったら …

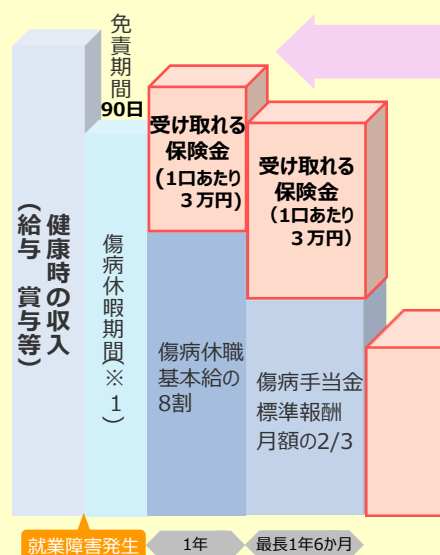
病気やケガで休職する場合、有給休暇期間や傷病手当金支給期間は、ある程度の収入が補償されます。しかし、療養が長引いて長期にわたり働けなくなったらどうなるでしょう。不幸にして退職せざるを得ず、収入が途絶えてしまうこともあります。

また、所定の重度障害に該当した場合の障害年金などの社会保障給付は生活水準を維持するためには決して十分な金額とはいえません。



- 毎日の生活費の備えは大丈夫ですか？
- いざというときの貯蓄はありますか？
- 購入したマイホームのローンは返済できますか？
- お子さまの授業料や進学費用等の教育費は大丈夫ですか？

**お給料補償保険があればこう変わります！**



※1 傷病休暇期間は自治体、傷病により異なります。

※2 傷病手当金の支給開始日は標準報酬月額等により異なります。支給期間は最長1年6か月間です。

- 「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)」をセットしています。
- 精神障害による就業障害の場合、てん補期間は最長24か月となります。

## 補償額を決めるポイントは備えたい目的！

### 44才男性の場合

(年収660万円、子ども2人、住宅ローンあり)



住宅ローンが7万円、光熱費3万円、食費3万円、子どもの教育費3万円、自動車の維持費2万円…少なくとも見積もっても18万円は必要だから、**月額18万円補償されるプラン** (加入口数6口) にしよう。

1口あたりの保険料 : 8,170円 × 6口加入 =

**一時払保険料49,020円**

### 38才女性の場合

(年収400万円、共働き世帯、子ども1人、住宅ローンあり)



夫が住宅ローン、光熱費は引き続き支払ってくれるけど、私の給料から支払っていた食費3万円、子どもの教育費4万円、通信費2万円…。共働きで家計を賄ってきたから今まで通りの生活を維持するなら、少なくとも見積もっても9万円は必要だから、**月額9万円補償されるプラン** (加入口数3口) にしよう。

1口あたりの保険料 : 7,329円 × 3口加入 =

**一時払保険料21,987円**

# 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

ケガや病気による休職が長期化し、90日（免責期間）を超えても職場に復帰できない場合に、ご加入の口数に応じた保険金を、最長60才まで受け取れます。

例えば 35才/男性/5口加入の場合

一時払保険料 **29,830円**

毎月  
**15万円**  
受取れます

3万円 × 5口 = 15万円

あなたとご家族が1か月生活するのにどれくらい収入が必要か、それに合わせて口数をご選択ください。

受け取れる保険金  
(1口あたり3万円)  
最高10口 月額30万円まで  
(加入口数を加入申込時に選択できます)

退職

最長60才まで補償

- てん補期間は60才に達した日(※)の属する事業年度の末日まで。  
ただし、免責期間の終了日の翌日から60才に達した日の属する事業年度の末日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。  
※60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。  
(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

## お給料補償保険の特長

### 国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

### 長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で**60才まで**所得を補償します。

### 天災危険も補償

(天災危険補償特約セット)

「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」により被った身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します。

### 精神障害も補償

(精神障害補償特約セット)

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月間所得を補償します。

### 妊娠に伴う障害も補償

(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します。※女性のみセットできます。

### 保険金は非課税

保険金は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。払込んだ保険料のうち、所定の金額については、生命保険料控除の対象となります。

## 加入対象者

2024年4月1日において満15才以上満59才以下の長野県庁生活協同組合の組合員で告知日時時点で正常に勤務されている方が加入できます。

これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない方は加入できません。

## 一時払保険料 (団体割引5%適用)

- 記載の保険料は、団体割引5% (被保険者数が20名以上100名未満の場合の割引率) が適用されています。なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)により保険料が変更となることがあります。

## お給料補償保険 (団体長期障害所得補償保険)

### 一時払保険料表 (1口=保険金月額3万円)

基本セット名	M	F
年齢/性別	男性	女性
15~24才	3,685円	2,804円
25~29才	3,872円	3,915円
30~34才	4,661円	5,180円
35~39才	5,966円	7,329円
40~44才	8,170円	9,512円
45~49才	10,833円	12,370円
50~54才	12,321円	13,276円
55~59才	11,678円	11,361円

※最高10口まで加入できます。「加入口数×3万円×12」が年収の50%以内になるように加入口数を設定してください。  
※年齢は、2024年4月1日時点の満年齢です。

# 親介護一時金特約のご案内



団体長期障害所得補償保険にご加入いただくと、  
オプションで「親介護一時金支払特約」をセットできます！

## 親の介護について考えたことはありますか？

### 要支援・要介護認定者数

認定者は年々増加しています。

- 2001年度：約256万人 **約2.7倍！**
- 2022年度：約694万人

出典：介護保険事業状況報告の概要  
(平成13年・令和5年3月暫定版)より

### 介護の初期段階でかかる自己負担額

介護初期段階にかかる  
自己負担額は  
**平均74万円**

出典：生命保険文化センター  
令和3年度「生命保険に関する全国実態調査」より

#### 【初期段階で必要となる費用例】

- ・住宅改修費※
  - ・福祉用具の購入費※
  - ・介護者の交通費、  
宿泊費(遠方の場合) など
- ※公的介護保険制度により自己負担額は  
1割～3割

「介護」は決して他人事ではありません。親の介護を補償する「親介護一時金支払特約」へのご加入がおすすめです

**親介護一時金支払特約**(要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット)

被保険者ご本人の親またはその配偶者の親のうち、加入時に指定した方が要介護状態※となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて30日(フランチイズ期間)を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします!!

※公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態(公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態)をいいます。

#### ■特約被保険者について

2024年4月1日時点で満84才以下の団体長期障害所得補償保険部分のご本人の親またはその配偶者の親

#### ■「健康状態に関する告知」について

団体長期障害所得補償保険部分の被保険者が親介護一時金支払特約の特約被保険者(親)を代理して告知を行います。団体長期障害所得補償保険部分の被保険者が特約被保険者(親)に健康状態を確認し、その内容を告知しますので、別居の場合でも簡便に手続きが可能です。

## 一時払保険料(団体割引5%適用)

- 記載の保険料は、団体割引5%(被保険者数が20名以上100名未満の場合の割引率)が適用されています。なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)により保険料が変更となることがあります。

### 親介護一時金支払特約(オプション補償)

#### 一時払保険料表

オプションセット名		A
親介護一時金額 フランチイズ期間:30日		100万円
2024年 4月 1日 時点 の 親 の 満 年 令	45～49才	220円
	50～54才	490円
	55～59才	1,150円
	60～64才	2,620円
	65～69才	6,180円
	70～74才	14,000円
	75～79才	31,150円
	80～84才	79,000円



- 上記は、特約被保険者お一人あたりの保険料です。2名以上が加入される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります。
- 45才未満、85才以上の方の保険料は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 親介護一時金支払特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。  
※「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」のセットにより補償範囲が要介護2以上へ拡大されます。
- オプションプランは、親介護の特約被保険者となる方(被保険者ご本人およびその配偶者の親)の2024年4月1日時点の満年齢での保険料となります。





# 就労支援トータルサービスのご案内

お給料補償保険（団体長期障害所得補償保険）に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

## メンタル ご相談

### メンタル相談サポート

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます（予約制：平日10時～17時）。

（注）治療に関するご相談はお受けできません。

### メンタルITサポート

Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。

（注1）治療に関するご相談はお受けできません。

（注2）メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

## 健康 医療 介護 ご相談

### 健康・医療・介護のご相談

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

### セルフ健康診断サポート

最寄りの人間ドック施設などをご紹介します。電話またはWeb（健康・介護チャンネル）でご利用いただけます。

（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

### 病院情報のご提供

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。

（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。

## 各種手続き ご相談

### 税務・フィナンシャルサポート

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）

（注）一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

### 公的給付申請サポート

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

### 福祉情報のご提供

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

- ※ サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
- ※ 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※ サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※ サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※ サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※ サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※ 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

## 健康状態告知について

健康状態告知欄をご申告いただく前に、加入申込票裏面の「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。  
また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。  
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

## ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 「団体長期障害所得補償保険」のご契約のしおり（普通保険約款・特約）および保険証券は保険契約者（長野県庁生活協同組合）に交付されます。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
- 事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目（性別、生年月日、年令、他の保険契約等の有無など）について正しくご申告ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申告していただきます。正しくご申告していただけなかった場合や、ご申告していただいた内容が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。
- この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
- この保険契約は長野県庁生活協同組合を保険契約者とし、その組合員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

## 重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。  
右記コードからご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



GN22D010832

お支払いする保険金のご説明



GN22D010838







## 団体ゴルファー保険のご案内

ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険

ゴルフを楽しまれるアマチュアゴルファーのための保険です。  
ゴルフ場や、練習場での万が一の場合にお役に立ちます！



団体割引  
5%適用

### 被保険者（補償の対象となる方）

下記①、②の中からお選びいただいた方となります。

長野県庁生活協同組合の

①組合員ご本人 ②ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族

※ゴルファー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

次のような場合に、保険金をお支払いします !!

## 法律上の賠償責任 (\*) (ゴルファー賠償責任保険特約)



ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。  
(示談交渉サービス付き)

## ご自身の傷害 (ゴルファー傷害補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、各保険金をお支払いします。

## 用品の損害 (ゴルフ用品補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

- ① ゴルフ用品の盗難 (注)
  - ② ゴルフクラブの破損または曲損
- (注) ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

## ホールインワン・アルバトロス費用 (ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用))



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金をお支払いします。(実費)

※9ページ「ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意」をご参照ください。

## (\*) 示談交渉サービス

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
  - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
  - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
  - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

# 団体ゴルファー保険

## 保険金額と保険料（団体割引5%適用）

ご希望の加入セットをお選びください。

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日  
 傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数 90日・免責期間0日

加入セット名	A型	B型	C型	D型	E型
ゴルファー賠償責任保険金額 (免責金額0円)	2億円	2億円	2億円	2億円	2億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	450万円	450万円	470万円	225万円	450万円
傷害入院保険金日額	6,750円	6,750円	7,050円	3,375円	6,750円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍（入院中）または5倍（入院中以外）				
傷害通院保険金日額	4,500円	4,500円	4,700円	2,250円	4,500円
ゴルフ用品保険金額	12万円	12万円	18万円	25万円	31万円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	10万円	25万円	40万円	—	—
一時払保険料（年間保険料）	<b>3,960円</b>	<b>5,750円</b>	<b>7,960円</b>	<b>2,770円</b>	<b>3,880円</b>

※記載の保険料は、被保険者数が20名以上100名未満（団体割引5%適用）にて算出しています。  
 ご契約開始の際、被保険者が20名未満または100名以上になった場合は、保険料を変更させていただきます。

### ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー3 5以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃（\*）したものに限りです。

- ① 同伴競技者
- ② 同伴競技者以外の第三者(具体的には右記の方をいいます)

<同伴競技者以外の第三者>  
 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者 など

(ご注意) キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（\*）がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。

- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃（\*）がある場合
- ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

(\*) 目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。





# 団体ゴルファー保険

## 用語のご説明

- ・この保険におけるゴルフとは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
- ・この保険におけるゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料（注）のものをいいます。  
（注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
- ・この保険におけるゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし宿泊のために使用される部分を除きます。
- ・この保険におけるゴルフの練習中、競技中または指導中には、ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

## ご注意

- このパンフレットはゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず下記コード（またはURL）より「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」および「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」を読み込み、ご確認ください。

二次元コード（またはURL）からご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

### <重要事項のご説明>

[https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds\\_dskogolf2206.pdf](https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dskogolf2206.pdf)



GN22D010181

### <お支払いする保険金および費用保険金のご説明>

[https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc\\_dskogolf2106.pdf](https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dskogolf2106.pdf)



GN19D010069

- この保険は長野県庁生活協同組合を保険契約者とし、長野県庁生活協同組合の組合員を加入者とするゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。
- この保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および保険証券は保険契約者（長野県庁生活協同組合）に交付されます。
- お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目（年齢・他の保険契約等の有無など）について正しくご記入ください。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、遅滞なく（ゴルファー傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 重複契約に関する注意事項
  - ①賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。  
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
  - ②ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）を複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満75才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。  
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。



商品名	引受保険会社		取扱代理店	
	幹事保険会社	非幹事保険会社	幹事代理店	非幹事代理店
団体長期障害 所得補償保険 (GLTD)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長野支店企業営業課 〒380-0935 長野市中御所岡田53-7 TEL:050-3462-8332 (分担割合95%)	日本生命保険相互会社 (分担割合5%)	長野県庁生活協同組合 事務局 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	昭和商事株式会社 本店営業部 〒380-8568 長野市岡田178-2
団体ゴルフア-保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長野支店企業営業課 〒380-0935 長野市中御所岡田53-7 TEL:050-3462-8332			